

外航貨物の海上保険に関する考察

東京都中小企業診断士協会城西支部

国際化コンサルティング研究会

筆者 田口研介

I. 総括説明

海上保険の領域は貨物保険と船舶保険から成り、いずれも海上危険による損害を担保する保険である。また、海上保険に関わる当事者として、船主、荷主、運航者、用船者、外国為替銀行が挙げられる。また、国毎に海上危険の概念が異なることに留意する必要がある。一方、サプライ・チェーン・マネジメント・システムが普及し、物流全体に跨って保険商品が登場してきているので、海上危険に限定することは避けるべきである。

そもそも、海上保険は貿易や海運等の国際的企業活動に活用される保険であるから、日本企業は取引関係国の海上保険に関する法規について理解を深める必要がある。例えば米国は海上保険約款を解釈する場合、世界市場の海運資本を独占していた英国の海上保険法に追従していたが、1955年に画期的な判決が出て紛争解決に適切な連邦海事法がないときは、州法を適用することになっている。

海上保険付保の対象領域としては、イ. 取引危険（輸出代金の回収不能、為替変動による損失の発生）、ロ. 信用危険（取引先の倒産等による損失の発生）、ハ. 非常危険（相手国の為替取引の制限・禁止、戦争・革命等による輸出代金の回収不能の危険）、ニ. 貨物運送等に付随して発生する危険が該当するが、今回は外航貨物の海上保険について考察してみたい。

日本の場合、「海運に関する事項」は英国の約款が適用され、「保険者の責任に関する事項」は英国法を準拠法と定めている（"This insurance is understood and agreed to be subject to English law and usage as to liability for and settlement of any all claims"）。

II. 外航貨物海上保険

日本の場合、「海運に関する事項」は英国の約款が適用され、「保険者の責任に関する事項」は英国法を準拠法と定めている（"This insurance is understood and agreed to be subject to English law and usage as to liability for and settlement of any all claims"）。

使用頻度の高い特別約款としては、協会貨物約款 (Institute Cargo Clauses)、協会戦争約款 (Institute War Clauses)、協会ストライキ約款 (Institute Strikes Clauses) があり、予め保険証券の裏面に印刷されている。

1. 基本条件として使用される約款

(1) 協会貨物約款 : Institute Cargo Clauses (A), (B), (C), (AIR)

この約款は、英文保険証券の中心的存在で、保険期間、海上危険に関する補償危険、免責危険や保険

金請求事項、被保険利益等を規定しており、この約款に各種特別約款が添付されている。

(2) 協会戦争約款 : Institute War Clauses

この約款は、協会貨物約款で免責されている戦争、捕獲、抑留等の危険について、貨物が本船上にある間に限定して補償する旨を規定している。

(3) 協会ストライキ約款 : Institute Strikes Clauses

この約款は、協会貨物約款で免責されているストライキ、労働争議、暴動等の危険について、補償する旨を規定している。

ただし、上記(1)(2)(3)約款は使用する輸送用具によって適用する約款が異なる。

2. 担保危険の種類

貨物海上保険は協会の約款に基づき、イ. 分損不担保条件 (Free from Particular Average, FPA)、ロ. 分損担保条件 (With Average, WA)、ハ. オールリスク条件 (All Risk, AR) があり、いずれも協会による戦争担保約款及び同盟罷業・騒擾暴動担保約款を付帯して契約することになっている。

3. 担保危険の填補の範囲

(1) 分損不担保条件 (FPA)

積載船舶の沈没・座礁・大火災、輸送用具の衝突、共同海損、積込・荷卸・積替貨物の落下による貨物一個の全損、避難港での貨物の荷卸に起因する損害が補填される。

(2) 分損担保条件 (WA) : FPA 条件で填補される上記の危険と損害に荒天遭遇による潮濡れ損害を加えて追補填される。

(3) オールリスク条件 (ALL Risk) : WA 条件で填補される (1) の危険と損害に盗難・抜荷・紛失、破損・曲損・へこみ損を追加して補填される。

4. 保険金が支払われない危険

新旧協会約款の条件では被保険者の故意や違法行為、通常の漏損、自然の消耗、固有の瑕疵または品質劣化、梱包不十分等により発生した損害について保険金は支払われない。

5. 保険期間

保険期間は輸送用具に貨物を直接積込む目的により貨物が最初に動かされた時点から開始し、貨物

が仕向地の最終倉庫または保管場所に輸送用具から荷卸が完了した時点で終了する。なお、いかなる場合も貨物が最終荷卸港で本船から、あるいは、航空機から荷卸完了後、60 日間（航空機の場合は 30 日間）を経過した時点で保険期間は終了する。戦争危険については、貨物が陸上にある間は補償されず、本船に貨物を積込んだ時から荷卸される時、あるいは、本船到着後 15 日経過した時点のいずれか早い時点までとされる。

6. 保険料率の算出

海上危険に適用される保険料率は保険填補の内容、貨物の種類・性質、梱包方法、航路、季節、港湾施設の状態を参考に算出される。戦争・ストライキ危険に適用される保険料率は英国における海上保険の市場レートを参考にして算出される。

7. 重要事項の告知

(1) 告知義務

契約者は保険会社に対し保険契約時に重要事項を申出る義務があり、契約後、契約内容の変更等が生じた場合、それらを申出る義務がある。

(2) 甲板積等

甲板積等の貨物の場合、保険証券面にその旨を明示しなければならない。また、野積みの場合、FPA の条件が適用されることがある。

(3) 貨物海上保険約款

貨物海上保険約款として、旧協会貨物約款「Institute Cargo Clauses (1963) : ICC(1963)」と新協会貨物約款「Institute Cargo Clauses (1982) : ICC(1982)」が使用されてきたが、2009 年に最新の協会貨物約款「Institute Cargo Clauses (2009) : ICC(2009)」が制定され、この約款が主流になっている。なお、保険を引受ける保険会社の規定により、使用する約款が異なるので、特定の約款を使用する場合、当該約款を明らかにする必要がある。輸出者と輸入者のどちらが貨物運送中の危険を負担し、

かつ付保するかは、双方で締結する輸出入契約書の中で取決めることになる。主要インコタームズの FOB、CFR、CIF のうち FOB と CFR では輸入者が付保し、CIF では輸出者が付保する義務がある。

II. 免責規定約款

通常の輸送過程において発生した下記により発生した貨物の滅失または損傷に関して海上保険会社は一切免責される旨を定めた協会約款のことである。

◇協会放射能汚染、化学兵器、生物兵器、生化学兵器および電磁兵器免責約款：化学兵器・生物兵器・

生化学兵器および電磁兵器と呼称されるような物質・生物・機器等を原因とする一切の損害（テロ行為であると否とを問わない）

- ◇野生動植物約款：ワシントン条約違反の動植物については保険金をお支払いしない旨を定めた約款。
- ◇協会危険薬品約款：麻薬等の各種国際条約の適用を受ける危険薬品類については関係国政府の輸出入許可が無い限り無効と定めた約款

Ⅲ. 追加補償規定 (Additional Risk Claus)

追加保証規定は、次の3つの特別約款で構成されている。

- ◇協会戦争約款の変更にかかわる特別約款 (Special Amendment for Institute War Clauses)
協会戦争約款では、戦争・内乱等による場合の捕獲、だ捕、拘束、抑止、抑留による貨物の滅失または損傷を補償しているが、この特別約款は戦争・内乱等の場合に限定せず、これらの危険による滅失
または損傷を補償することを定めている。
- ◇協会マリーシャス・ダメージ約款 (Institute Malicious Damage Clause)
補償されていない悪意ある行為、破壊行為またはサボタージュによる貨物の滅失または損傷を補償することを定めた約款
- ◇海賊約款 (協会貨物約款 Piracy Clause (For use only with the Institute Cargo Clauses (B) & (C)
海賊による貨物の滅失または損傷を補償することを明確化した約款